

上下水道局関係施設で使用する電力の調達（低圧）仕様書

1 件名

上下水道局関係施設で使用する電力の調達（低圧）

2 概要

- (1) 受電場所 別表1調達施設一覧表のとおり
- (2) 契約種別 別表1調達施設一覧表のとおり

3 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約
- (2) 予定使用総電力量 別表1調達施設一覧表のとおり
- (3) 供給期間 令和8年（2026年）4月の検針日から令和9年（2027年）4月の検針日前日まで
- (4) 契約電力 別表1調達施設一覧表のとおり
- (5) 予定年間使用電力量（使用電力実績） 別表1調達施設一覧表のとおり
- (6) 電力の検針

検針日は一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日とする。

なお、計量期間は前回の検針日から今回の検針日までとする。

(7) 電気料金の算定

料金の算定は検針毎の使用電力量に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

なお、基本料金及び電力量料金の算定方法は次のとおり。

また、基本料金単価は、「ア 基本料金」ごとに同一単価とすること。

ア 基本料金

従量電灯A 1施設あたりの最低料金

従量電灯B 基本料金＝契約容量×基本料金単価

低圧電力 基本料金＝契約電力×基本料金単価＋力率割引もしくは割増

定額電灯 1施設あたりの定額料金

イ 電力量料金

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量＋燃料費調整額

(8) 力率

入札価格算定時における力率は90%とする。

(9) 燃料費調整等

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、受注者

が定める約款に準ずるものとする。ただし、燃料費調整額は、大阪府地域を管轄する旧一般電気事業者の定める額を上回らない範囲で協議のうえ調整を行うことができるものとする。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(10) 請求および支払方法

- ①受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、発注者は請求書を受理した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。
- ②請求書は別表1調達施設一覧表記載の区分Aから区分Eの計5枚で請求すること。
- ③請求書の他に施設毎の内訳（契約電力、使用電力量、単価等）を毎月にまとめたExcelデータをダウンロード可能にするか、もしくはメール等で送付すること。詳細については協議によるものとする。

(11) 供給地点特定番号

契約締結後速やかに提供する。

4 契約電力の変更

供給期間中に対象施設の追加、廃止等があった場合は、契約電力の変更に応じること。

5 その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。
- (2) 「エネルギーの使用的合理化等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力量等必要なデータ（30分ごとの電力使用量データ等）提供の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 通信設備等
 - ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者と一般送配電事業者とで調整を行い、設置すること。
 - イ 通信設備等の取付場所は、発注者と受注者の協議の上、場所を選定し発注者が提供する。
- (4) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。